

長生村告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月12日

長生村長 小 高 陽



1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構	住民票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料 住民税課税証明書交付手数料 住民税非課税証明書交付手数料

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで